

マイナンバー 社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成27年2月版

内閣官房・内閣府
特定個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中长期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、マイナンバーが付番されます。
- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、どなたでも自由に使用できます。

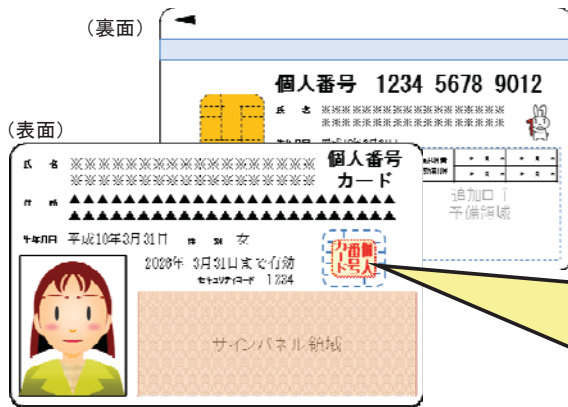
マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等がICチップに記録されます。

- ① 個人番号カードは、**本人確認の措置**において利用します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、**地域住民の利便性の向上**に資するものとして**条例で定める事務**に利用することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証**に利用します。

2

平成28年1月から、**社会保障、税、災害対策**の行政手続で**マイナンバー**が必要になります。



マイナンバーは**社会保障・税・災害対策**分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

など

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、**社会保障、地方税、災害対策**に関する事務やこれらに類する事務で、**地方公共団体が条例で定める事務**にマイナンバーを利用することができます。

3

マイナンバーは様々な場面で利用します。



毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所
にマイナンバーを提示します

証券会社や保険会社等はマイナンバーの
提示を受け、法定調書等に記載します

金融機関

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します

勤務先はマイナンバーの提示を受け、
源泉徴収票等に記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します

国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。 4

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。

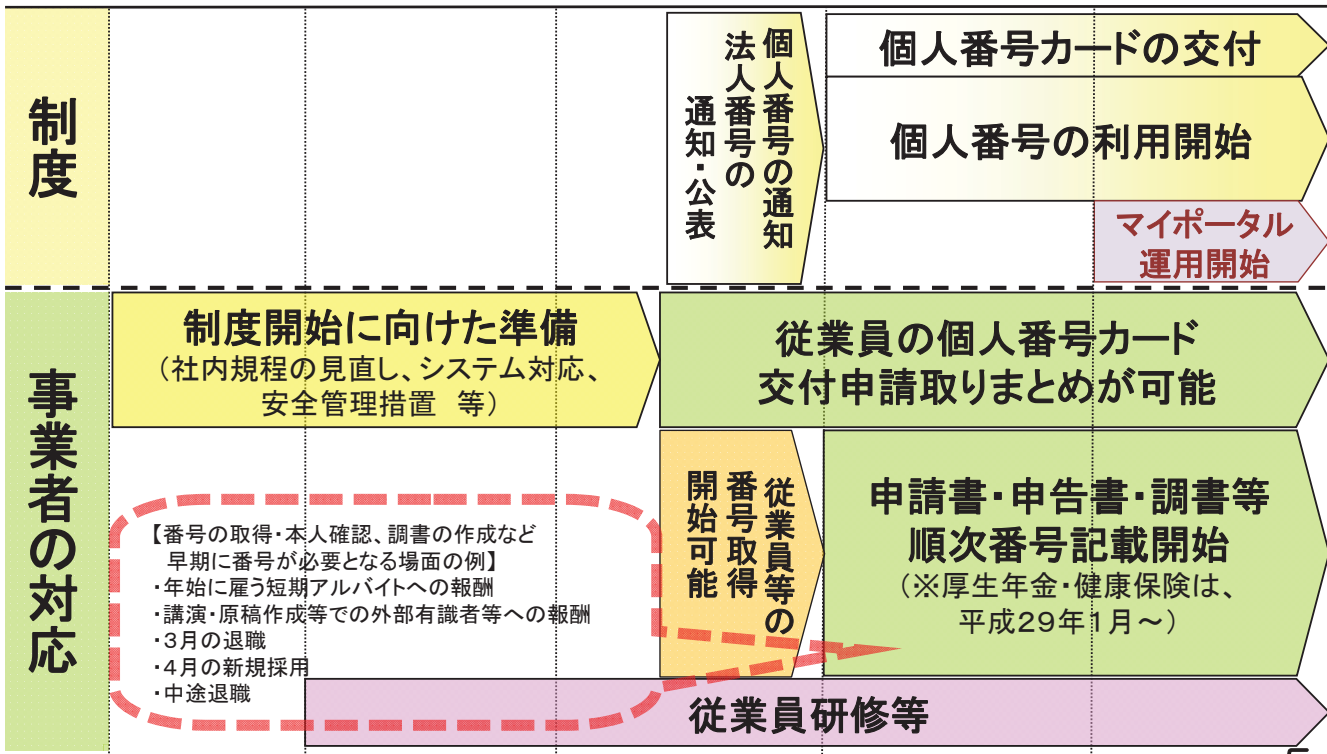


2015年
(H27年)

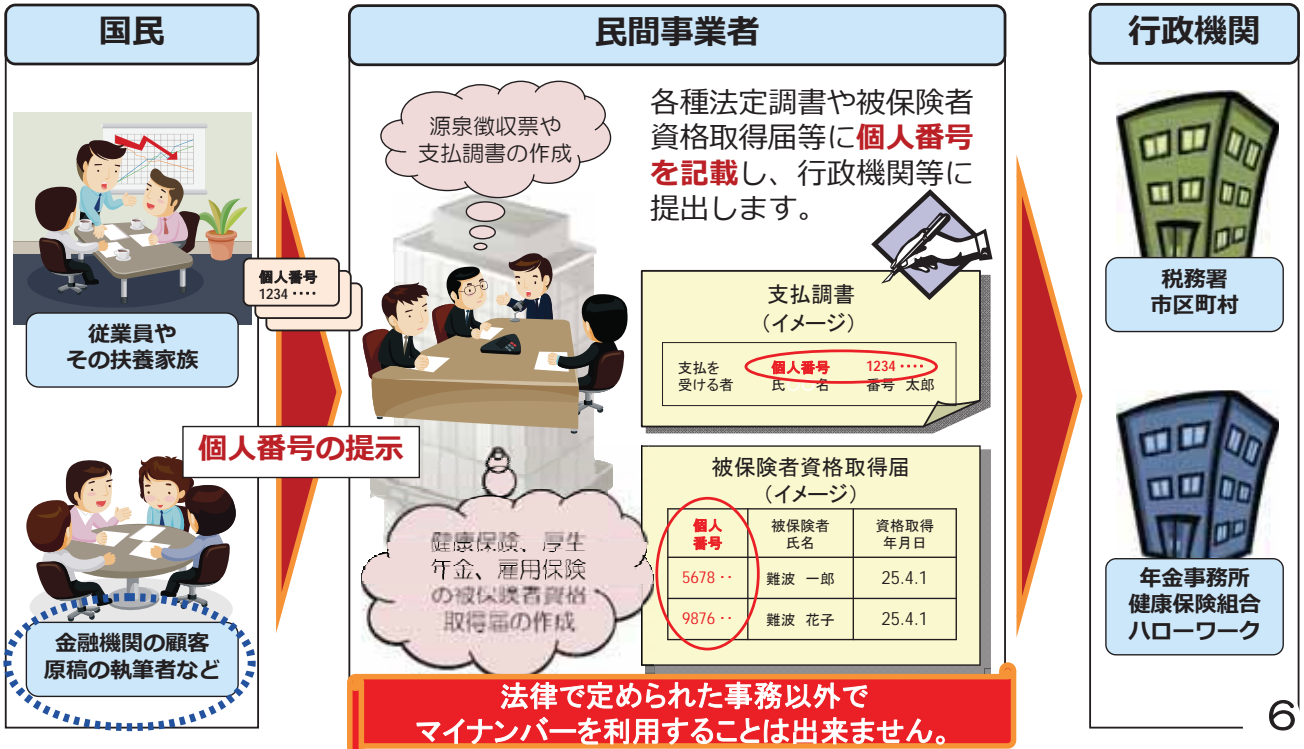
(10月)

2016年
(H28年)

2017年
(H29年)



民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



税務関係書類の主な変更点は以下のとおりです。



法定調書に関する事務での取扱 (法定調書の主な変更点)

(例)

番号制度導入前

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	
支払を受ける者	住所(都道府県) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名)
区分	課税区分
支払金額	源泉徴収額
支払者	住所(都道府県) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名)

番号制度導入後のイメージ

平成 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	
支払を受ける者	住所(都道府県) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 個人番号
区分	課税区分
支払金額	源泉徴収額
支払者	住所(都道府県) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 氏名(姓) 氏名(名) 個人番号

「支払を受ける者」の個人番号又は法人番号を記載

「支払者」の個人番号又は法人番号を記載

- 主に**支払者**及び**支払を受ける者**の**個人番号**又は**法人番号**を記載します。
- このほか、給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書は、**A6サイズ**から**A5サイズ**になります。
- ※ 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、本人交付用には、**支払者の個人番号**又は**法人番号**は記載しないこととなっています。

源泉所得税、個人住民税に関する事務での取扱 (給与等の支払者等が提出を受ける書類の主な変更点)

- 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、**給与所得者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の個人番号**の記載が必要となります。
- また、この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、**給与等の支払者の個人番号**又は**法人番号**をその申告書に付記する必要があります。
- 給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者が個人番号を記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。
- 「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- (注) これらの申告書についても、提出を受けた給与等の支払者等は、その申告書に給与等の支払者等の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後（平成28年1月以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

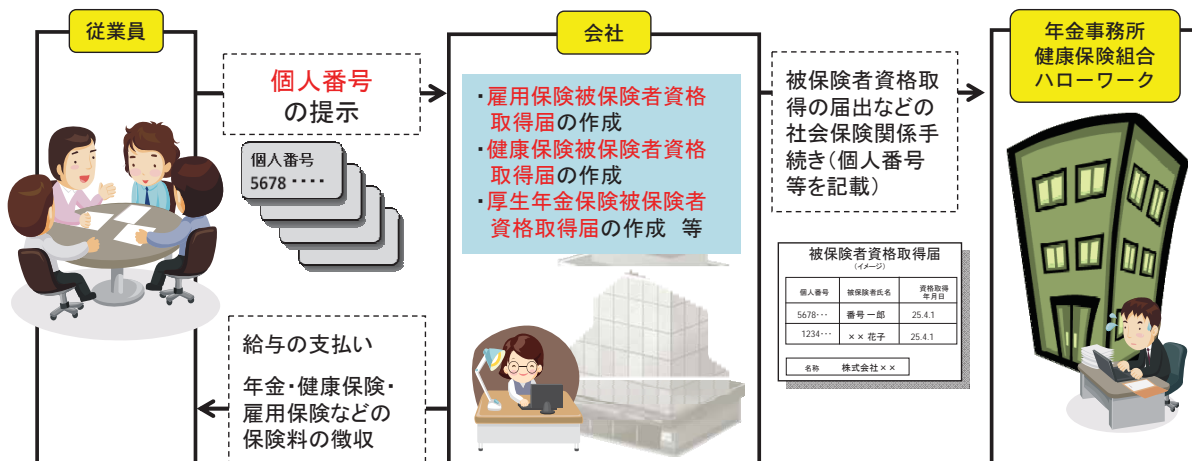
		記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	（例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	（例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

社会保障関係書類へのマイナンバーの 記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	平成28年1月1日提出分～
健康保険・厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等	平成29年1月1日提出分～

- ※1 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要があります。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要があります。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していただく等して、なるべく効率的にご対応いただくことを想定しています。
- ※2 この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定です。
- ※3 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。 10

雇用保険関連事務では、 現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●雇用保険関連事務(事業主提出関係)

変更される様式等
雇用保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届
高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付申請書 (注)
育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書 (注)
介護休業給付金支給申請書 (注)

(注) 事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。

健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、
現時点で以下の様式等の変更を予定しています。



●健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届	厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届	健康保険・厚生年金保険産前産後休業終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額変更届	健康保険・厚生年金保険新規適用届
厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者該当届	国民年金第3号被保険者関係届	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（新規・延長）／終了届	厚生年金保険被保険者種別変更届	
健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険育児休業等終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額変更届	厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書	

※ 組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、個人番号を記入した書類の提出を求められることがあります。

健康保険関連事務（給付関係）では、
現時点で以下の申請書等の記載事項の変更
を予定しています。



●健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更	申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請	埋葬料（費）の支給の申請	特定疾病の認定の申請等
生活療養標準負担額の減額に関する申請	出産育児一時金の支給の申請	限度額適用認定の申請
療養費の支給の申請	出産手当金の支給の申請	限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
移送費の支給の申請	健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出	高額療養費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請	家族埋葬料の支給の申請	高額介護合算療養費の支給の申請等
		高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

14

マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確
認



等

※ 上記が困難な場合は、健康保険
の被保険者証と年金手帳などの2
以上の書類の提示

等

※ 雇用関係にあるなど、人違いで
ないことが明らかと個人番号利用
事務実施者が認めるときは、身元
(実存) 確認書類は要しない

15

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要	扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要				
<p>国民年金の第3号被保険者の届出</p> <p>↓</p> <p>事業者への提出義務者 ⇒第3号被保険者 ※ 従業員は代理人などとなる</p>	<p>扶養控除等申告書の提出</p> <p>↓</p> <p>事業者への提出義務者⇒従業員</p>				
<p>本人確認の必要性</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 741 475 1016">従業員 の マイナンバー</td> <td data-bbox="480 741 788 1016">扶養親族の マイナンバー</td> </tr> </table>	従業員 の マイナンバー	扶養親族の マイナンバー	<p>本人確認の必要性</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="820 741 1129 1016">従業員 の マイナンバー</td> <td data-bbox="1134 741 1442 1016">扶養親族の マイナンバー</td> </tr> </table>	従業員 の マイナンバー	扶養親族の マイナンバー
従業員 の マイナンバー	扶養親族の マイナンバー				
従業員 の マイナンバー	扶養親族の マイナンバー				

マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの**利用範囲を限定**し、**利用目的を超えた目的での利用を禁止**するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、**具体例を用いて分かりやすく解説**しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

○マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

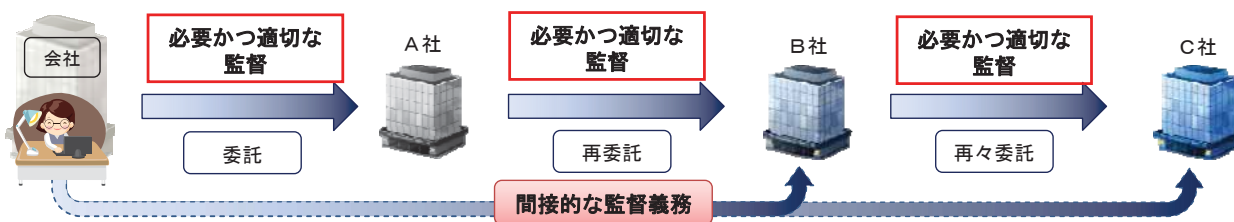
【特定個人情報の提供制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

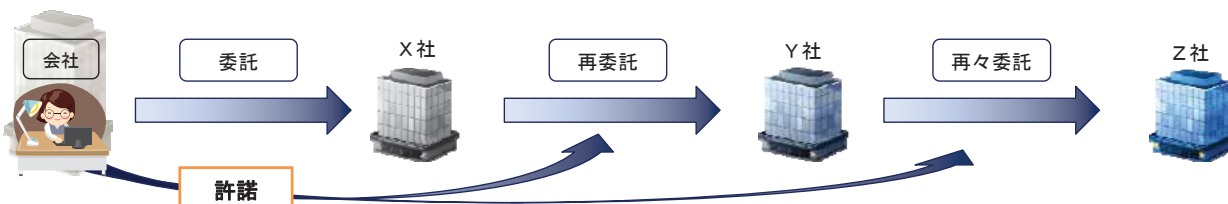
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・ 再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

○社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。

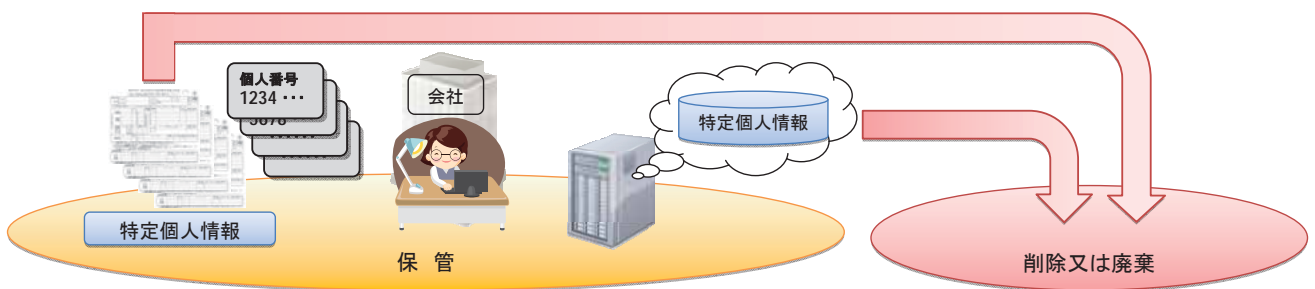


【安全管理措置】

○事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
○中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの 保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する事務書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針、取扱規程)
安全管理措置	身上関係 変更 (結婚、 被扶養者追加等)	年末調整、 源泉徴収 等	
保管	休職・復職	社会保険 関係手続	システム対応 (改修等)
利用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、 健康保険、 厚生年金 保険等	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、 区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
提供	証明書発行		社員研修・勉強会の実施
開示・訂正・利用停止	退社		
廃棄			

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

22

最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

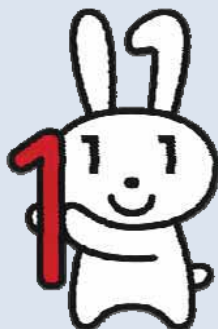
マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

☆ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークをご使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーの
コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー
0570-20-0178

まで

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
※ 平日9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

23